

## 規制改革・民間開放推進会議提言

「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて  
- 公共サービス効率化法（市場化テスト法）案の骨子等 - 」の概要

平成17年9月

### 1. 「市場化テスト」の本格的導入による官業の徹底的な民間開放

#### (1) 「市場化テスト」の内容・意義

「民でできるものは民へ」の具体化や公共サービスの質の維持向上・経費の削減等を図るための手法。

官の世界に競争原理を導入し、官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方を変えるもの。

#### (2) 「市場化テスト」の本格的導入に向けた今後の取組

「市場化テスト」の平成18年度からの本格的導入に向けて、以下を基本的枠組とした一本の法律（「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」）を平成17年度中に策定し、国会に提出すべき。

#### 基本的構成・目的等に関する事項

「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」は、民間提案等を勘案した公共サービスを対象に、内閣主導による一定の手續に則って、「市場化テスト（官民競争入札）」及び関連する規制改革等を行うことを法的に担保するもの。

##### 法の目的・基本理念

- ・「市場化テスト」の実施等による公共サービスの不断の革新、
- ・公共サービスの効率化・質の維持向上

#### 「基本方針」に関する事項

内閣総理大臣は、毎年度、必要十分な情報開示の下、民間提案を最大限尊重し、以下を主な内容とする「基本方針」の案を作成し、閣議決定・公表する。

- ・「市場化テスト（官民競争入札）」の対象とする公共サービス及びこれに伴い講ずべき措置（関連する規制改革等）
- ・不要な公共サービスの廃止
- ・公共サービスの不断の革新を実現するためのその他の措置

## 官民競争入札の実施に関する事項

「官民競争入札の実施に関する方針（実施方針）」の決定

官民競争入札の対象となる個々の公共サービスについて、必要十分な情報開示の下、以下を主な内容とする「実施方針」を決定。

- ・対象となる公共サービスの範囲、契約期間等
- ・関連する規制改革等の内容
- ・落札者選定に関する事項（評価基準、選定スケジュール等）
- ・モニタリングに関する事項

### 落札者の決定

落札者の選定について、公共サービスの質及び価格に着目した総合的な評価基準を原則として適用。

### モニタリングの実施

継続的なモニタリング（監督・検査等）を措置。

### 再入札等の実施

契約期間の終了の際に、再入札を実施。

ただし、モニタリングの結果等を踏まえ、当該公共サービスを廃止等することが適当と評価される場合は、「基本方針」において廃止等の措置を決定。

## 規制の特例措置に関する事項

- ・落札した民間事業者等が「規制の特例措置の適用に関する計画」を申請し、内閣総理大臣が認定した場合、規制の特例措置を適用。
- ・特例措置の内容は、法律による規制については「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」で、政省令による規制については「基本方針」に則してそれぞれ政省令で規定。
- ・なお、先進的な地方公共団体が自発的に「市場化テスト」を導入・実施する場合に必要な規制の特例措置についても、所要の措置。

## 「第三者機関」に関する事項

公共サービスの徹底した情報開示と基本方針の決定から落札者の決定、事業実施にわたるすべての実施プロセスの監視等を行う中立的かつ強力な権能を有する「第三者機関」を内閣府に設置。

## その他

- ・ 公務員制度、財政法、国有財産法等、既往の横断的法制度との関係を整理し、所要の措置。
- ・ 「公共サービス効率化法（市場化テスト法）」（仮称）の制定後も、毎年度、民間事業者等からの提案を幅広く受け付け、「基本方針」の改定や必要な法令改正等を実施。

## 2．官業の民間開放の推進

個々の官業について、当該事務事業の必要性や、国の事務事業を当該法人で行わせる妥当性等を個別具体的に検証し、抜本的な民間開放を推進。

### (1) 国が実施している事務・事業（公益法人等への委託業務を含む）

平成16年度に調査した合計812項目の国の事務・事業の中から、引き続き民間開放の対象となり得る事務・事業を選び出し、個別具体的に民間開放の可能性を追求。

### (2) 行政代行法人等

平成17年度末までに見直しを行うこととされている「特別の法律により設立される民間法人」（現在37法人）の業務（検査・検定、研修、情報提供等）を重点的に取り上げ、自主検査・自主検定化等の民間開放の可能性を追求。

### (3) 独立行政法人

遅くとも各法人の中期目標期間終了時までに必要な検討を加えることとし、17年度に中期目標期間が終了する56法人のうち、未だ結論を得ていない24法人を中心に、市場化テストを含む民間開放の可能性を追求。

## 3．規制の見直し基準の策定等

### (1) 通知・通達等法令以外の規定に基づく規制の見直し

通知・通達等を、私人の権利義務等に影響を与え法令に類似する効果を有するものと、相手方の任意の協力により実現される内容のものとの分類。それぞれの性格が明らかになるよう名称を統一するとともに、法令の定める内容を超える過剰な要件等は撤廃。

### (2) 規制影響分析（RIA）の義務付けに向けた取組みの推進

「政策評価法」における規制の事前評価の早期義務付けに向け、各府省において試行的に実施しているRIAの分析や評価手法の開発を推進し、義務付けの枠組みについて検討。